



高福第427号
令和4年7月20日

各高齢者施設等管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
播磨 高志 (公印省略)

高齢者施設等の職員に対する頻回検査の実施について (通知)

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の基本的対処方針が変更(7月15日)され、BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応として、高齢者施設等職員への頻回検査(週2~3回程度)を実施するなど、重点的に感染対策を講じることとされました。

そこで、県では、高齢者施設等(入所系施設、通所・訪問系事業所)の職員の抗原定性検査キットによる頻回検査費用の補助を実施することといたしました。

高齢者施設等では、職員や利用者等による外部からの持ち込みにより、感染拡大が見られていることから、本補助金を御活用いただき、職員に対する頻回検査を実施していただきますようお願い申し上げます。

記

1 抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)による検査費用補助の概要

(1) 補助対象施設等 ※別表のとおり(政令市、中核市を除く。)

高齢者施設等が自ら購入した抗原検査キットを使用して、令和4年7月23日(土)から9月16日(金)までの8週間に、利用者と接する職員等に対し週2回の頻回検査を実施した施設等(※週当たりの検査実績の報告が必要です。)

(2) 補助対象経費

令和4年7月23日以降に使用した抗原定性検査キット購入費

※令和4年7月23日以降に使用した抗原定性検査キットの購入費であれば、7月22日以前に購入したものであっても補助対象になります。

2 補助額、申請方法等

後日、「さいたま介護ねっと」に掲載します。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/index.html>

(参考) 抗原定性検査キットの調達について

・別添事務連絡、以下の厚生労働省ホームページを御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

担 当 : 施設・事業者指導担当

電 話 : 048-830-3254

メール : a3240-11@pref.saitama.lg.jp